

重 要 性 分 類 Ⅲ
事 務 連 絡
令和 3 年 12 月 27 日

岡山県医師会 御中

社会保険診療報酬支払基金岡山支部

電子レセプトの「枝番」の記録に係る保険医療機関への周知について

平素は、審査支払機関の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

さて、被保険者証等の「枝番」については、オンライン又は光ディスク等によ
る請求に係る記録条件仕様に基つき、令和 3 年 9 月診療分以降、電子レセプトへ
の記録をお願いしているところです。

今般、「枝番」について、記録誤り等が散見されていることから、再度、「枝番」
の記録に係る注意事項を周知するため、令和 3 年 12 月処理（令和 4 年 1 月送付）
の返戻発送に併せて、別添の文書をもって各保険医療機関あて連絡することとし
ましたので、ご配意を賜りますようお願い申し上げます。



【本件に関するお問合せ先】
社会保険診療報酬支払基金岡山支部
事業管理課 本野
TEL 086-289-8535（直通）

電子レセプトへの枝番の記録についての注意事項

電子レセプトに枝番を記録する場合は、被保険者証に記載された枝番を記録願います。

枝番は個人を特定する重要な情報になることから、誤った枝番で請求された場合、保険者から返戻となることがありますので、レセプト請求の際には、記録誤りのないようよろしくお願いいたします。

被保険者（本人）

高齢受給者証

被保険者証



記号：1234

番号：5678

枝番：▲▲

記号：1234

番号：5678

枝番：▲▲

被扶養者（家族）

記号：1234

番号：5678

枝番：××

記号：1234

番号：5678

枝番：▲▲

社会保険では被扶養者（家族）の場合、高齢受給者証、限度額認定証等には、被保険者の枝番が記載されています。

高齢受給者証等の枝番ではなく被保険者証に記載されている枝番をレセプトに記録します。

また、高齢受給者証等に枝番の記載があり、**被保険者証に枝番の記載がない場合は、レセプトに枝番の記録は必要ありません。**

被保険者証に枝番が記載されていない場合、レセプトに枝番を記録せずに請求して下さい。

【本件に関するお問合せ先】

社会保険診療報酬支払基金岡山支部

事業管理課 藤永

☎086-289-8542

Change.Challenge.Chance



社会保険診療報酬支払基金

Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services